

## 出荷制限指示後の管理の考え方

養殖により生産されたものを除くヤマメ（以下「ヤマメ」という。）の出荷管理については、群馬県漁業協同組合連合会、関係漁業協同組合及び関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

### 1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町村に対し、4月27日付けで原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づきヤマメの出荷制限が指示された群馬県内の吾妻川（支流を含む。ただし、岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川ダムまでの区間に限る。）、薄根川（支流を含む。）、小中川（支流を含む。）及び桃ノ木川（支流を含む。）においては、①所属組合員にヤマメを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対してヤマメを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等により当該河川でヤマメを採捕しないよう広く周知を図る。

### 2 流通対策

群馬県内で採捕されたヤマメについては流通の実態はないが、万全を期すため、県は、ホームページ等により、出荷制限が指示されているヤマメを流通させないように関係者に周知を図る。

### 3 その他

県内のヤマメ生息各河川において、検査を実施していない河川については、早急にヤマメの検査を実施するとともに、基準値以下の放射性セシウムを検出した河川においても継続的に検査を実施し、実態を把握するものとする。